

※但し制度改正により金額が変更となることがあります



要介護度	介護保険給付対象					介護保険給付対象外	利用者負担額		介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員ベースアップ加算
	施設サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	入浴介助加算Ⅰ	入浴介助加算Ⅱ	個別機能訓練加算Ⅰロ	食事代(1日)	合計(1日)	合計(1日)		
要介護1	655	6	40	55	85	550	1,336	介護保険自己負担額に4.3%を乗じた金額となります	介護保険自己負担額に1.1%を乗じた金額となります	
要介護2	773	6	40	55	85	550	1,454			
要介護3	896	6	40	55	85	550	1,577			
要介護4	1,018	6	40	55	85	550	1,699			
要介護5	1,142	6	40	55	85	550	1,823			

介護予防	介護保険給付対象		介護保険給付対象外	利用者負担額		介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員ベースアップ加算
	施設サービス費(月額)	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	食費	合計(月額) ※食費のみ日数	合計(月額) ※食費のみ日数		
要支援1	1,672	24	550	2,246	2,246	に介護保険自己負担した額	に介護保険自己負担した額
要支援2	3,428	48	550	4,026	4,026		

理容代(ハッピー号)	実費(月に1度委託で行います)
------------	-----------------



※送迎無しの場合は、片道47円を減算いたします。

◆利用者負担段階について

第1段階	市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者・生活保護受給者	1割負担
第2段階	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方)	1割負担
第3段階	市町村民税世帯非課税(利用者負担第2段階に該当しない方)	1割負担
第4段階	利用者負担第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない方(市町村民税本人非課税、本人課税等)	負担割合証に基づく額

※2または3割負担の方

65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です。(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上、もしくは同一世帯の65歳以上の年金収入とその他合わせた金額が346万円以上)

詳しくは、市役所健康長寿課に負担割合についてお問い合わせ下さい。

